

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北陸財務局長	
【提出日】	2024年8月9日	
【会社名】	ニッコー株式会社	
【英訳名】	NIKKO COMPANY	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 明子	
【本店の所在の場所】	石川県白山市相木町383番地	
【電話番号】	076 - 276 - 2121(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役サービス本部長 布川 一哉	
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市相木町383番地	
【電話番号】	076 - 276 - 2121(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役サービス本部長 布川 一哉	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	759,780,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,670,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっています。

- (注) 1. 2024年8月9日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	5,670,000株	759,780,000	380,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	5,670,000株	759,780,000	380,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、379,780,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
134	67.02	100株	2024年9月10日		2024年9月10日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
3. 申し込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、本件第三者割当(本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集をいいます。以下同じです。)の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本件第三者割当は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ニッコー株式会社 サービス本部	石川県白山市相木町383番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 金沢支店	石川県金沢市南町5丁目28番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
759,780,000	6,400,000	753,380,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用2,700,000円、弁護士費用2,500,000円および有価証券届出書作成費用600,000円などです。

(2) 【手取金の使途】

本件第三者割当により取得する資金の使途は次のとおりです。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
白山工場の自動化・合理化投資	200,000,000	2025年1月～2026年4月
埼玉工場の自動化・合理化投資	130,000,000	2025年4月～2026年3月
海外事業拡大投資	23,380,000	2025年4月～2026年9月
借入金の返済	400,000,000	2024年9月
合計	753,380,000	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

2. 当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その状況に応じて、金額または支出時期は偏りや変更が生じる可能性があります。なお、資金使途等重要な変更があった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。

当社は、本件第三者割当により調達した資金を、メーカーとして高い生産能力と品質を創出するため、住設環境機器事業、陶磁器事業に関連する既存工場(白山工場および埼玉工場)の自動化・合理化投資ならびに海外事業拡大投資に充当し、住設環境機器事業、陶磁器事業それぞれの成長拡大を目指します。

なお、機能性セラミック商品事業に対する投資計画は、第100～102期(2025年3月期～2027年3月期)中期経営計画に織り込んでおり、本件第三者割当により調達した資金からの充当はありません。

白山工場の自動化・合理化投資について

白山工場の自動化・合理化投資については、2025年1月から2026年4月にかけて、主に陶磁器製品製造に関連した生産管理システムの刷新(新システム導入による全行程における生産進捗可視化・共有化、IoT化による現場製造データ実績収集等)ならびに検査工程における機械化・自動化のためのAI検査機等の導入を行います。

埼玉工場の自動化・合理化投資について

埼玉工場の自動化・合理化投資については、2025年6月から2025年12月にかけて、主に浄化槽製造に関連したロボット加工機、反転移送機および自動裁断機を導入するほか、2025年4月から2026年3月にかけて、工場棟の作業環境整備(廃止プレス機撤去、ユーティリティおよび付帯設備整備、設備移設等)を行います。

海外事業拡大投資について

海外事業拡大投資については、主に中東地域および東南アジア地域における浄化槽事業の拡大を目的として、

2025年4月から2026年9月にかけて、人材採用強化および技術力向上を図るとともに、現地法人の設立を計画しています。

借入金の返済について

借入金の返済については、2024年9月において、割当予定先の三谷充氏からの払込金額を当社の同氏に対する借入金債務の返済に充てることを予定しており、これは実質的に借入金債務を株式に振り替える手法であるDES (Debt Equity Swap・デットエクイティスワップ)と同じ取引を意味するところ、これによって有利子負債の圧縮および資本の増強による財務体質の改善を図ります。

なお、三谷充氏に対する借入金債務は、2016年3月期に発生しています。当社は、同期において「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、金融機関からの資金調達が難しい状況であったことから、運転資金として同氏から借入れを行いました。また、借入れは、当第1四半期連結会計期間末に至るまで継続されています。

その結果、当社の成長戦略の実現による企業価値および当社の中長期的な株主価値の向上、ならびに既存株主の皆さまの利益拡大が図られるものと考えており、また、有利子負債の圧縮および資本の増強による財務体質の改善を図ることで、金融機関の当社に対する信用力回復に大きく寄与するものと考えており、本件第三者割当の資金使途については、合理性があるものと判断しています。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 三谷充

a . 割当予定先の概要	氏名	三谷 充
	住所	石川県金沢市
	職業の内容	当社取締役会長 三谷産業株式会社特別参与
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2024年3月31日現在で当社普通株式5,748,000株を保有しています。
	人事関係	当社取締役会長
	資金関係	2024年3月31日現在で当社に対して4億円の貸付債権を有しています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

(2) 大和ハウス工業株式会社

a . 割当予定先の概要	名称	大和ハウス工業株式会社
	本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第85期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	当社は当該会社に住宅設備機器、環境設備機器(浄化槽、パンクチュール®)の販売および維持管理のほか、陶磁器食器を販売しています。

(3) 株式会社三谷サービスエンジン

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社三谷サービスエンジン									
	本店の所在地	石川県野々市市御経塚3丁目47番地									
	代表者の役職および氏名	代表取締役社長 本村 幸宏									
	資本金	42,420,000円									
	事業の内容	ガソリンスタンド経営、飲食店経営									
	主たる出資者およびその出資比率	<table border="0"> <tr> <td>有限会社北都代行社</td> <td>32.12%</td> </tr> <tr> <td>三谷株式会社</td> <td>26.94%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三栄社</td> <td>21.37%</td> </tr> <tr> <td>三谷 充</td> <td>16.30%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人三谷育英会</td> <td>3.27%</td> </tr> </table>	有限会社北都代行社	32.12%	三谷株式会社	26.94%	株式会社三栄社	21.37%	三谷 充	16.30%	公益財団法人三谷育英会
有限会社北都代行社	32.12%										
三谷株式会社	26.94%										
株式会社三栄社	21.37%										
三谷 充	16.30%										
公益財団法人三谷育英会	3.27%										
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。									
	人事関係	当社の取締役1名が当該会社の代表取締役を兼務しています。									
	資金関係	該当事項はありません。									
	技術または取引関係	当社は当該会社より営業車等に利用する燃料を仕入れています。									

(4) 住友不動産シスコン株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	住友不動産シスコン株式会社
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿2-6-1
	代表者の役職および氏名	代表取締役 利根川 智
	資本金	70,000,000円
	事業の内容	インテリア販売 企画、設計、デザイン マンション ギャラリーの建設 駐車場事業(シスコンパーク) 建築 工事、不動産の仲介等
	主たる出資者およびその出資比率	住友不動産株式会社 100.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	当社は当該会社に陶磁器食器を販売しています。

(5) ヤマトプロテック株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	ヤマトプロテック株式会社	
	本店の所在地	東京都港区白金台5-17-2	
	代表者の役職および氏名	代表取締役会長CEO 乾 雅俊	
	資本金	99,000,000円	
	事業の内容	消火装置・火災警報装置・避難誘導装置・公害防災関係・管工事・電気工事等の設計、施工監理および維持管理・建築設計、施工および監理・消火器具機械・消火剤の製造および販売・防犯設備等	
	主たる出資者およびその出資比率	YPホールディングス株式会社	100.00%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術または取引関係	該当事項はありません。	

(6) 吉川秀隆

a. 割当予定先の概要	氏名	吉川 秀隆	
	住所	東京都港区	
	職業の内容	タカラベルモント株式会社 代表取締役会長兼社長	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術または取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、『お客さまに選ばれる会社になることを目指して』を経営理念として掲げ、住設環境機器事業、陶磁器事業、機能性セラミック商品事業、当社グループの三本柱である各事業において、＜新しい技術、商品、顧客の創造＞をする企業となることを目指しています。

そして、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を実践して企業価値を向上することで、社員、顧客、仕入先、地域社会、地球といったすべての社中に貢献することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

住設環境機器事業において、浄化槽市場については、日本国内の人口減少や都市部への人口集中により浄化槽設置基数は減少傾向にあり、業界の動向は厳しい状況ですが、当社グループは、2020年に上市した業界一省エネタイプで施工面でも優位性のある小型浄化槽の拡販により国内シェア拡大を目指しており、日本国内約349万基の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換によるリフォーム需要の掘り起こしを進めています。また、集合住宅や店舗で使用される中型浄化槽の新商品の拡販により販売シェアの拡大を目指しています。さらに海外市場の開拓にも取り組んでおり、新たなマーケットのニーズを取り込んでいくことで事業の拡大を目指しています。

産業排水処理プラントならびにディスポーザーについては、浄化槽で培った当社グループの水処理技術の応用ならびに特殊排水処理の技術力を持った会社とのコラボレーションにより、新商品の開発を強化しています。中長期的には海外に向けた浄化槽の開発を進めており、確実な営業拡大を目指しています。自社製ディスポーザーCIALAC®(シャラク)のデベロッパーへの営業強化と買替需要の獲得および新たな機能を追加させた新商品の開発にも取り組み、ディスポーザーシステムメーカーとしての地位確立を目指しています。

バンクチュール®(システムバスルーム)については、高級バスルームブランドであり、富裕者層中心に需要は今後も伸びていきます。さらなる付加価値を提供するために、お風呂を創るところからアフターまでの一貫した

サービスを構築するべく、お風呂カルチャーを発信する「BAINCOUTURE Magazine™」に加え、バスアイテムを販売するオンラインストア「Maison de Baincuture」の取り組みにより、新たなマーケットの可能性を探求しながらブランド力を伸ばし、受注率ならびに満足度の向上を引き続き図っています。また、住宅で培ったノウハウを用い、非住宅部門(ホテル、介護施設、病院等)に対するニーズを取り込んでいくことで、事業拡大を目指すと同時に、各製品のコスト構造を見直し、予実管理の強化を行うことで収益性の改善を図っています。

陶磁器事業において、当社グループが取り扱う陶磁器商品については、国内一貫生産により「品質・デザイン・納品リードタイム」に強みがあり、需要量に応じた供給体制の調整を柔軟に行うことで収益構造のさらなる改善に注力しています。また、2023年11月にオープン2周年を迎えたジェネラルストア「LOST AND FOUND®(ロストアンドファウンド)」の実店舗およびECサイトを通して、多くのメディアやSNS等を活用したプロモーションを一層強化することで、高感度なインフルエンサーやインバウンドの需要取り込みとニッコーファンのさらなる増加を図り、ブランド価値と収益の向上に努めています。さらに、サステナブルな取り組みを情報発信するオウンドメディア「table source®(テーブルソース)」やファインボーンチャイナのサブスクリプションサービス「sarasub®(サラサブ)」を通して、他の陶磁器メーカーとは異なるサーキュラーエコノミーの実践に一層取り組んでいます。

機能性セラミック商品事業において、当社グループが取り扱うセラミック商品は、主に車載用、OA機器用、産業機器用などであり、当該市場では近い将来において、さらなる高度な安全性、優れた環境性能、省エネルギー化に向けた大幅な制度変更や技術的革新の推進が確実となっています。これらの状況を踏まえ、新商品および製品の高性能化が強く求められる事業環境に対応していくため、各種セラミック関連製品の研究開発を積極的に進め、生産面においては市場におけるコスト競争力を上げる活動を行っています。特に、新規取引先を含めたアルミ基板およびグレース基板の商談を推し進めるほか、先般より開発商談が始まっている新規積層基板の商品開発と海外企業に向けた営業活動に注力しています。また、長期的な視点での工場生産設備の自動化を推し進めるとともに、引き続き商品の技術的発展を機会とし社会への貢献度を高めていくことを目指しています。

このように当社は、住設環境機器事業、陶磁器事業、機能性セラミック商品事業、当社グループの三本柱である各事業を中心に今後の成長戦略とすることを計画しており、なかでも、メーカーとして高い生産能力と品質を創出するため、住設環境機器事業、陶磁器事業に関連する既存工場(白山工場および埼玉工場)の自動化・合理化ならびに海外事業の拡大を予定しています。

他方、当社は、2022年3月期に「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、2021年3月期以降、3期連続で営業損失および親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。これにより、「継続企業の前提に関する重要事象等」については、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると認識し、解消には至っていないことから、引き続き記載していました。

これに対し、当社は、当該事象または状況を解消または改善させるための対応策として、陶磁器事業における高付加価値商品への取り組みを強化させるとともに生産管理の徹底を図ったことで、陶磁器事業のセグメント利益の黒字化を果たすことができました。また、住設環境機器事業および機能性セラミック商品事業は、安定的にセグメント利益を計上しています。

その結果、前連結会計年度(2024年3月期)において、連結売上高147億19百万円、連結営業利益1億47百万円、連結経常利益1億88百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億45百万円と黒字化を達成しました。

以上の状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況は前連結会計年度末現在において存在しないものと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消しました。

このような状況下で、当社は、当第1四半期連結累計期間において、連結売上高35億79百万円、連結営業損失53百万円、連結経常損失42百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失54百万円を計上しており、また当第1四半期連結会計期間末における連結純資産額が6億81百万円にまで減少している現況を踏まえると、継続企業の前提に関する重要事象等に該当事項はないものと認識しているものの、各段階利益で赤字を計上する厳しい経営状況が依然として継続して、収益力のさらなる改善とともに、有利子負債の圧縮および資本の増強による財務体質の強化を図ることが喫緊の課題となっています。

そこで、当社において、2023年10月からさまざまな資金調達の方法を模索したところ、代表的な方法として金融機関等からの借入れや社債の発行がありますが、現在当社は借入れおよび社債の発行による資金調達を行っており(当第1四半期連結会計期間末における借入および社債残高は、23億26百万円。同末現在の連結純資産額は、6億81百万円)、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入れなどを行うことは、負債の増加によって財務健全性に想定以上の悪影響を与えることになり、当社の事業が関係する食器市場や半導体市場は一般的に市況の変化が大きく、今後の急激な市況変化の可能性を踏まえると財務体質を強化することが望ましいと

考えており、負債性の資金調達ではなく、自己資本比率を低下させることのない、新株式の発行による資本性の資金調達を行うことが必要であると判断しました。

次に、本件第三者割当が適当であると判断した理由ですが、まず、公募増資や株主割当は、現在の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等に照らすと、調達額が不確定であり目標とする調達額に到達しない可能性が多分に存在すること、また、手続に多大な時間やコストを要することなどから不適であると判断しました。

他方、本件第三者割当については、割当予定先である三谷充氏が2012年4月より当社の取締役会長に就任以来、当社の構造改革をけん引しており、当社の財務体質の強化に対する強い意欲を有しており、確実な資金調達が可能であるとともに、有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に行うことで経営執行責任の明確化と財務体質の強化につながるものとして、割当予定先として選定しました。他の割当予定先である大和ハウス工業株式会社、株式会社三谷サービスエンジンおよび住友不動産シスコ株式会社は、それぞれ当社と継続的な取引関係があり、本件第三者割当が各社との取引関係を深耕し、当社の安定的な事業運営に寄与し、かつ当社と各割当予定双方の企業価値を高めることが可能であると判断し、出資を検討いただけないか打診したところ、当社の事業計画および今後の成長性について理解のもと、出資の申し入れがあったため、割当予定先として選定しました。また、割当予定先であるヤマトプロテック株式会社および吉川秀隆氏については、ヤマトプロテック株式会社の代表取締役会長CEO乾雅俊氏および吉川秀隆氏は、当社取締役会長である三谷充の知人であり、当社が上記資金需要に対応するため、割当先を検討する中で両氏に対して出資を検討いただけないか打診したところ、当社の事業計画および今後の成長性について理解のもと、乾雅俊氏が代表取締役会長CEOを務めるヤマトプロテック株式会社および吉川秀隆氏より出資の申し入れがあったため、割当予定先として選定しました。

なお、本件第三者割当による新株式発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社の現在の資金調達が取引先金融機関に依存しているため、本件第三者割当を実行することにより、有利子負債の圧縮および資本の増強による財務体質の改善を図ることができ、金融機関の当社に対する信用力回復に大きく寄与するものと判断されます。

また、本件第三者割当によって一定程度の希薄化が生じるとしても、既存株主の皆さまに不相当な不利益を与えるものではなく、当社の成長戦略の実現による企業価値および経営基盤の安定化と当社の将来的な企業価値の向上となり、結果として既存株主の皆さまの利益向上につながるものであり、本件第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しています。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名	割当株式数(当社普通株式)
三谷 充	2,985,000株
大和ハウス工業株式会社	746,000株
株式会社三谷サービスエンジン	746,000株
住友不動産シスコ株式会社	671,000株
ヤマトプロテック株式会社	373,000株
吉川 秀隆	149,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先に割り当てる当社普通株式について、各割当予定先から継続的に保有する意向であることを口頭にて確認しています。

なお、当社は各割当予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)に報告することおよび当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

f．払込に要する資金等の状況

三谷充氏からは、本件第三者割当に係る払込金額は、金融機関からの借入れにより充当する旨を伺っていま

す。当社は、三谷充氏が株式会社北陸銀行および株式会社北國銀行から取得した、別途協議の上定める具体的条件(利率・期間・返済方法等)により、それぞれ2億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資可能証明の写し(株式会社北陸銀行：2024年7月26日付、株式会社北國銀行：2024年7月31日付)を入手し、その貸付期間、貸付形態、返済方法、貸付実行条件等を検討し、当該融資が2024年9月上旬に実行される予定であり、三谷充氏ならびに株式会社北陸銀行および株式会社北國銀行の間において当該融資を実行するために支障となる重要な条件等がないことを確認しています。

以上の確認結果を踏まえ、当社は、本件第三者割当増資の発行価額の払込みに確実性があると判断しています。

当社は、大和ハウス工業株式会社の2024年3月期有価証券報告書(2024年6月27日提出)における連結貸借対照表により、同社が本件第三者割当の払込に要する十分な現金および預金ならびにその他の流動資産(現金預金：450,129百万円、流動資産合計：3,650,081百万円)を保有していることを確認した結果、資金状況に問題はないものと判断しています。

当社は、株式会社三谷サービスエンジンから、本件第三者割当に係る資金確保に関し、決算書および預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しています。

当社は、住友不動産シスコン株式会社から、本件第三者割当に係る資金確保に関し、決算書および預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しています。

当社は、ヤマトプロテック株式会社から、本件第三者割当に係る資金確保に関し、決算書および預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しています。

吉川秀隆氏からは、本件第三者割当に係る払込金額は、同氏の手元資金から充当する旨を伺っています。当社は、吉川秀隆氏名義の銀行口座の預金通帳の写しを頂いており、払込に要する資金を上回る残高を保有することを確認しています。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である大和ハウス工業株式会社は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、同割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、同割当予定先ならびにその役員および主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。また割当予定先である住友不動産シスコン株式会社は、住友不動産株式会社の100%子会社であり、住友不動産株式会社が、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、同割当予定先ならびにその役員および主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。さらに住友不動産シスコン株式会社からは「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」の提出を受け、同書面によって、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しています。なお、当社は、両割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを判断するにあたり、上記のとおり信用性の高いコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の確認をもって必要かつ十分と考えることから、調査機関を活用していません。

割当予定先である当社取締役会長である三谷充氏はもとより、株式会社三谷サービスエンジンは当社と従前より継続的な取引関係があることから、当社は両割当予定先が反社会的勢力でないことを確認しており、名古屋証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況にもその旨を記載しています。また、三谷充氏は三谷産業株式会社の株主でありかつ特別参与に就任しており、また株式会社三谷サービスエンジンは三谷産業株式会社の株主でありかつ取引先であるところ、三谷産業株式会社は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場および名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、三谷産業株式会社が両取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、両割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。さらに、株式会社三谷サービスエンジンからは「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」の提出を受け、同書面によって、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しています。なお、当社は、両割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを判断するにあたり、上記のとおり信用性の高いコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の確認をもって必要かつ十分と考えることから、調査機関を活用していません。

割当予定先であるヤマトプロテック株式会社については、同社から「反社会的勢力との関係がないことを示す

確認書」の提出を受け、同書面によって、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しています。さらに、当社は、第三者の信用調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町1-19-1、代表取締役社長 高橋新治)から、同割当予定先について、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しています。以上を踏まえ、当社は、同割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。

割当予定先である吉川秀隆氏については、本人との面談によって、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しています。さらに、当社は、第三者の信用調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町1-19-1、代表取締役社長 高橋新治)から、同割当予定先についても、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しています。以上を踏まえ、当社は、同割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。

h. 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額については、名古屋証券取引所が公表した当社普通株式の2024年7月9日から本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日(2024年8月8日)までの毎日の終値の平均値である147円から8.84%ディスカウントした金額である134円と決定しました。

払込金額の算定方法について平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準にするよりも一定期間の平均株価という平準化された値を採用したほうが、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、当社の実態の企業価値を反映していると判断したためです。

払込金額のディスカウント率を8.84%とした経緯は、当社と各割当予定先との払込金額における交渉の経緯として、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度を慎重に検討しつつも、払込金額について各割当予定先とのディスカウントに対する協議の結果、当社は継続企業の前提に関する重要事象等に該当事項はないものと認識しているものの、当社グループの当第1四半期連結累計期間の連結業績に鑑みれば、依然として収益性が安定していないこと、また当第1四半期連結会計期間末における連結純資産額が6億81百万円にまで減少している現況を踏まえたうえで判断しました。

なお、本件第三者割当の払込金額は、本件取締役会決議日の前営業日の終値146円に対して8.22%のディスカウント、本件取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間(2024年5月9日から2024年8月8日まで)の終値の平均値147円に対して8.84%のディスカウント、および本件取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間(2024年2月9日から2024年8月8日まで)の終値の平均値147円に対して8.84%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しています。また割当予定先の三谷充氏は当社の取締役会長ですが、前記「第1 募集要項 4 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、三谷充氏からの払込金額は同氏からの借入金債務の返済に充てることを予定しており、これは実質的に借入金債務を株式に振り替える手法であるDES(Debt Equity Swap・デットエクイティスワップ)と同じ取引を意味するところ、これによって当社は有利子負債の圧縮および資本の増強による財務体質の改善が図られる一方で、三谷充氏は貸付金が元本の返済義務や利息の支払義務のない株式へ転換されることとなるリスクを引き受ける側面があることを考慮して、三谷充氏への払込金額についても他の各割当予定先と同等のディスカウントした金額が妥当であると判断しました。

本日開催した本件第三者割当に係る取締役会に出席した監査役4名(うち社外監査役3名)は、本件第三者割当の実施を決議した取締役会決議において、上記払込金額は合理的と考えられる算定根拠により決定され、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、上記払込金額は割当予定先に特に有利な金額または特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しています。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新株式の発行数量(募集株式の総数)は5,670,000株であり、本件第三者割当前の当社の発行済株式24,172,000株の23.46%、本件第三者割当前の当社の総議決権数の24.35%に相当します。そのため、本件第

三者割当による新株式発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 c . 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本件第三者割当により有利子負債の圧縮と資本の増強による財務体質の強化に加えて、工場設備に対する自動化・合理化投資および海外事業拡大投資への充当により、中長期的な収益力の強化に資する成長投資を実施することができ、当社の企業価値が向上するものと想定されます。

また、当社の現在の資金調達は、取引先金融機関に依存していますが、本件第三者割当は金融機関の当社に対する信用力回復に大きく寄与するものと判断されます。

したがって、本件第三者割当によって上記の一定程度の希薄化が生じるとしても、既存株主の皆さまに不相当な不利益を与えるものではなく、経営基盤の安定化と当社の将来的な企業価値の向上となり、結果として既存株主の皆さまの利益向上につながるものであり、本件第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名 または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
三谷 充	石川県金沢市	5,748,000	24.69	8,733,000	30.16
三谷産業株式会社	石川県金沢市玉川町1番5号	2,936,190	12.61	2,936,190	10.14
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ TDK株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 12号	2,371,300	10.18	2,371,300	8.19
公益財団法人三谷育英会	石川県金沢市昭和町16番1号	1,123,205	4.82	1,123,205	3.88
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目 2番26号	809,500	3.48	809,500	2.80
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番 6号	809,200	3.48	809,200	2.79
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目 3番5号			746,000	2.58
株式会社三谷サービスエンジン	石川県野々市市御経塚3丁目 47番地			746,000	2.58
住友不動産シスコン株式会社	東京都新宿区西新宿2-6-1			671,000	2.32
三谷株式会社	東京都千代田区西神田3丁目 8番1号	594,736	2.55	594,736	2.05
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3 丁目9番地	400,000	1.72	400,000	1.38
ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台5-17-2			373,000	1.29
三谷 明子	石川県金沢市	152,000	0.65	152,000	0.52
ニッコー社員持株会	石川県白山市相木町383番地	150,633	0.65	150,633	0.52
計		15,094,764	64.83	20,615,764	71.20

(注) 1. 所有株式数および総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出に当たっては、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数(232,843個)に本件第三者割当により増加する株式の総数に係る議決権数(56,700個)を加算した数(289,543個)で除して算出しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入しています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第99期有価証券報告書(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月9日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年8月9日現在)においても変更の必要はないものと判断しています。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第99期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を2024年6月26日に北陸財務局長に提出しています。

その内容は以下のとおりです。

1 提出理由

当社は、2024年6月21日開催の第99回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条(目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (条文省略)	第3条(目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (現行どおり)
(新設) (新設)	9. <u>食品の製造、加工および販売</u> 10. <u>酒類の販売</u>
9. (条文省略)	11. (現行どおり)
(新設)	12. <u>産業廃棄物処分業</u>
10. ~ 11. (条文省略)	13. ~ 14. (現行どおり)

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、三谷充、三谷明子、三谷直輝、池田聡、正元敏之、長谷勲、布川一哉、岩田隆次、原丈人、武山政直の10氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	195,064	545		(注) 1	可決 98.75
第2号議案 取締役10名選任の件					
三谷 充	194,565	1,103		(注) 2	可決 98.47
三谷 明子	194,581	1,087			可決 98.48
三谷 直輝	194,781	887			可決 98.58
池田 聡	194,717	951			可決 98.55
正元 敏之	194,707	961			可決 98.54
長谷 勲	194,726	942			可決 98.55
布川 一哉	194,706	962			可決 98.54
岩田 隆次	194,566	1,102			可決 98.47
原 丈人	194,605	1,063			可決 98.49
武山 政直	194,546	1,122			可決 98.46

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいます。

有価証券報告書	第99期	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月24日 北陸財務局長に提出
---------	------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としています。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月24日

ニッコー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコー株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者の判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ニッコー株式会社及び連結子会社(以下「ニッコーグループ」という。)は、2021年3月期から2023年3月期まで継続して営業損失を計上していたが、当連結会計年度において営業利益を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しないと判断している。</p> <p>継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナスとなっている場合は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があるとされている。ニッコーグループは、過去に継続して営業損失を計上していたことから、当連結会計年度において営業利益を計上したことであり、翌連結会計年度において営業損失又はマイナスの営業キャッシュ・フローが生じる見込みで無いことが必要となる。</p> <p>翌連結会計年度の営業損益又は営業キャッシュ・フローの見込みは経営者により策定された事業計画に基づくものである。事業計画の策定に当たっては、販売数量見込等の不確実性が高い仮定が用いられており、これらに係る経営者による判断が翌連結会計年度の営業損益又は営業キャッシュ・フローの見込みに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者の判断の妥当性を評価するに当たり、主に以下の手続を実施した。</p> <p>当連結会計年度の事業計画と実績の比較を行い、乖離がある場合にはその要因を分析し、翌連結会計年度の見積りに適切に反映されているか否かを確認した。</p> <p>翌連結会計年度の事業計画の作成に当たって使用された主要な仮定の根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品販売数量見込について、外部機関が公表している建設投資の需要予測データとの比較や、顧客からのフォーキャスト情報との比較を行い、合理的な範囲内であるかを確認した。 ・工事売上見込について、販売システムから出力した受注データとの比較を行い、合理的な範囲内であることを確認した。また、受注データの一部につき、注文書と突合した。

住設環境機器事業の収益認識のうち、一定の期間にわたって充足する履行義務に係る進捗度の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(収益認識関係、重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、ニッコー株式会社の当連結会計年度の売上高14,719百万円のうち10,213百万円は、住設環境機器事業における売上高である。このうち8,153百万円は工事を伴う案件等であり、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益が認識される。一定の期間にわたり充足される履行義務として認識される収益の金額は、連結売上高の55.4%を占めている。</p> <p>一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識している。当該進捗度の見積りは発生原価の工事原価総額に占める割合により算定されている。</p> <p>ニッコー株式会社において連結売上高の重要な割合を占める住設環境機器事業の工事を伴う案件に係る収益は、主に以下の理由から、履行義務の充足に係る進捗度が適切に見積もられないリスクが存在する。</p> <p>工事の作業内容が網羅的に把握されず、工事原価総額の見積りが適切に行われない可能性があること</p> <p>工事契約の着手に判明する事実の顕在化や現場の状況の変化によって作業内容の見直しが行われる可能性があるが、当該見直しが適時・適切に工事原価総額に反映されない可能性があること</p> <p>発生原価が適切な工事案件に集計されない可能性があること</p> <p>以上から、当監査法人は、住設環境機器事業の収益認識における一定の期間にわたり履行義務が充足される案件に係る収益について、進捗度の見積りの合理性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、住設環境機器事業における一定の期間にわたり履行義務が充足される案件に係る収益について、進捗度の見積りの合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>住設環境機器事業の工事を伴う案件のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものに係る売上計上プロセスにおける関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性を担保する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性の検討</p> <p>住設環境機器事業の工事を伴う案件に係る履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性を検討するため、以下を含む手続を実施した。</p> <p>当連結会計年度に完成した工事に関する原価発生実績総額と当初の工事原価総額とを比較して工事原価総額の作成精度を評価するとともに、両者の差異の要因が進行中の工事の工事原価総額に反映させるべきものである場合に適切に反映されているか否かを確認した。</p> <p>工事原価総額について実行予算書と突合するとともに、実行予算に含まれる見積原価の構成要素である積算単価及び数量について、証憑と照合した。</p> <p>工事案件ごとに集計されている発生原価について、発注情報、納品書、請求書との照合により、計上日、金額、集計先の工事案件が適切であることを確認した。</p> <p>期末月に進捗度が急増した案件の有無を確認し、金額的重要性を考慮して抽出した案件に対し、証憑と照合の上、工事計画書に照らして進捗状況が適切であることを確認した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッコー株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ニッコー株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

ニッコー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコー株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者の判断の妥当性の評価

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者の判断の妥当性の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無についての経営者の判断の妥当性の評価」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

住設環境機器事業の収益認識のうち、一定の期間にわたって充足する履行義務に係る進捗度の見積りの合理性

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「住設環境機器事業の収益認識のうち、一定の期間にわたって充足する履行義務に係る進捗度の見積りの合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「住設環境機器事業の収益認識のうち、一定の期間にわたって充足する履行義務に係る進捗度の見積りの合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。